

雲南市農業委員会 告示 第15号

農地取得下限面積（別段の面積）について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、農地取得下限面積（別段の面積）を次のように定める。

令和3年11月22日

雲南市農業委員会
会長 加藤 一郎

別表1

農地法施行規則第17条第1項の適用について

地区名	区域	下限・別段の面積
大東町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	30a
加茂町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	20a
木次町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	20a
三刀屋町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	20a
吉田町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	20a
掛合町	全域 (ただし別表2の区域を除く)	30a

別表2

農地法施行規則第17条第2項の適用について

区域	下限・別段の面積
大東町西阿用 1287、大東町西阿用 1290-4、大東町養賀 716-1、木次町下熊谷 1065-1、木次町下熊谷 1067-3、三刀屋町根波別所 445-1、三刀屋町根波別所 445-2、三刀屋町根波別所 448-1、三刀屋町里坊 100、三刀屋町里坊 101-1、三刀屋町里坊 102、三刀屋町里坊 104、三刀屋町里坊 111-1、三刀屋町里坊 111-3、三刀屋町里坊 111-5、三刀屋町里坊 818-1、吉田町上山 478-1、吉田町上山 486	1a